

農地改良の取扱いに関する要綱

制定：平成 29 年 3 月 13 日付け農振第 573 号（施行：平成 29 年 4 月 1 日）

改正：令和 2 年 6 月 25 日付け農振第 231 号（施行：令和 2 年 6 月 25 日）

：令和 3 年 4 月 26 日付け農振第 104 号（施行：令和 3 年 4 月 26 日）

第 1 目的

この要綱は、農地転用許可に係る審査基準（平成 29 年 3 月 13 日付け農振第 572 号農林水産部長通知）第 1 章第 1 の 1(2)ウ(ア)の規定により、農地改良（土砂の搬入を伴うものをいい、田畑転換に係るものも含む。）を目的とした農地転用の取扱いに係る事務等に関し必要な事項を定めることにより、優良農地の確保と農業経営の改善に資することを目的とする。

第 2 定義

「農地改良」とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土又は掘削等の行為をいい、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する「農地を農地以外のもの」にする行為であり、農地改良には該当しないものである。

第 3 農地改良の取扱区分

農地改良（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業の施工によるものを除く。）を行おうとする者は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による一時転用の許可を要する。

これは、一定規模以上の農地改良は、土砂の搬入等により一定期間耕作ができなくなること、周辺の農地並びに道路及び水路に与える影響が大きいこと、農地改良を装った土砂の不法投棄を防ぐため農地への復元や改良後の農業上の利用の確実性を審査する必要があることから、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当するものとして一時転用許可の対象とするものである。

ただし、農地改良の対象農地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内にある場合には、農地法第 4 条第 1 項第 8 号又は第 5 条第 1 項第 7 号に規定する農業委員会への届出を行うものとする。

なお、隣接した農地について、同一の事業者が連続した期間（工期と工期の間の中断期間が 1 年未満のものを含む。）内に農地改良をする場合には、施工区分等のいかんにかかわらずこれを一体としてこの要綱を適用する。

第 4 農地改良に係る一時転用の手続

1 一時転用許可申請

農地改良を行おうとする者は、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 31

条又は第57条の5に規定する事項を記載した許可申請書2通に、次項に定める関係書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

2 添付書類

許可申請には、農地法施行規則第30条又は第57条の4に規定する書類の他、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 農地改良工事計画書（様式第1号）
- (2) 農地改良工事完了後の作付計画書（様式第2号）
- (3) 農地改良工事に係る平面図及び縦横断面図（造成前後の状況が分かるもの）
- (4) その他必要と認める書類

第5 市街化区域内農地の農地改良に係る届出

第3ただし書による、農業委員会への届出は、農地法施行令（昭和27年政令445号）第3条又は第10条に規定するところによる。

第6 許可基準等

1 農地改良に係る一時転用は、次の要件の全てを満たさなければ許可してはならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物による農地の埋立て等でないこと。
- (2) 工事期間については、事業規模等から勘案して必要と認められる最小限の期間であること。
- (3) 造成面の最上部には、耕作に適した良質土を作付計画書に示された作物に適した厚さに盛土するとともに、必要に応じて暗渠排水等により耕作に適した排水機能が確保されていること。
- (4) 農地改良工事完了後の農地は、公道や周辺の農地と著しい段差が生じないこと。なお、道路との段差は、原則として30センチメートル以内までとする。
- (5) 農地改良工事が掘削を伴う場合には、必要以上に深く掘削することのないようにすること。
- (6) 搬入土砂については、発生場所、発生工事内容、土質、土量等が工事計画段階で明らかになっていること。
- (7) 工事による道路や水路の分断、機能の低下や周辺農地の農業生産条件に悪影響を与えないような措置がとられていること。
- (8) 土砂等の搬入路については、主要道路からの経路、対象農地への入口等が明らかにされていること。
- (9) 従前に農地改良を行った事例がある者については、当該改良された農地が農地として十分に利用されていること。
- (10) 工事完了後速やかに農地として利用されることが確実であり、農地の形状、勾配、土壌の質等から判断して従前の農地と同等又はそれ以上の利用価値を有すると認められること。
- (11) 造成後、単に農地状に復元されるだけでなく、土質、地盤の安定度、排水機能等からみて、長期的かつ安定的に耕作に供されうると認められる計画であること。

(12) 農地改良後における当該農地の作付計画が明らかにされており、農地改良を行おうとする者の農業経営の現状等から合理的であると認められること。

2 許可に際しては、次の条件を付けるものとする。

(1) 許可に係る工事が完了するまでの間、許可日から3か月後及びその後1年ごとに、工事進捗状況報告書（様式第3号）により、工事の進捗状況を報告しなければならないこと。

また、工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（様式第3号）を提出すること。

(2) 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供さないときは、許可の取消し、工事中止命令その他の必要な措置をとることがあること。

(3) 申請書に添付された作付計画書に従って、工事完了後は、速やかに農地として利用すること。

第7 条例等との関係

市町村において、農地改良等に係る取扱いに関して、条例又は規則を定めている場合は、これを農地法施行規則第47条第2号及び第2号の2又は第57条第2号及び第2号の2に規定する他法令等との調整として扱い、要綱、要領等を定めている場合はこれを十分考慮するものとする。

附 則（平成29年3月13日 農振第573号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月25日 農振第231号）

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則（令和3年4月26日 農振第104号）

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

様式第1号

農地改良工事計画書

施工業者		(住所[所在地]) (氏名[名称]) (現場責任者役職・氏名)	TEL TEL
工 事 の 内 容	概 要	工 事 期 間	年 月 日～ 年 月 日
		農地改良の理由	
		工 事 の 概 要	(工法・盛土の高さ等を具体的に記載すること)
		経 費	(自己資金) 円 (借入金等) 円 (合 計) 円
	盛土等の内容	改良区域の面積	(農 地) 筆 m ² (そ の 他) 筆 m ² (合 計) 筆 m ²
		土砂等の量	(全 体) 立方メートル (うち表土用) 立方メートル
	搬入土砂について	土 質	
		発 生 場 所	
		発生原因工事名 ・工事概要等	
		工事請負業者	(住所[所在地]) (氏名[名称]) TEL
過去の農地改良実施の有無 と当該農地の現況		(直近2年間)	
その他参考事項			

注1 位置図、計画平面図、縦横断図（現況地盤高、計画地盤高、表土の厚さ等が記載されていること）、土砂の搬入経路図、現況写真を添付すること。

注2 必要と認められる場合は、土壌分析結果を求めることができる。

注3 経費については、見積書又は積算書を添付すること。

農地改良工事完了後の作付計画書

1 所有者（耕作者）

氏 名(名称)

住 所(所在地)

2 農地改良を行う土地の現在の作付状況

土地の表示		現況地目	面積	作目・利用状況等	収量	備考
所在	地番					
					(実収量) k g (10アール当たり 収量) k g	

注：備考欄には、作目に係る耕うん、播種、定植、収穫等の主要農作業実施の時期を記載する。

3 農地改良後の作付計画

土地の表示		現況地目	面積	作目・利用状況等	収量	備考
所在	地番					
					(実収量) k g (10アール当たり 収量) k g	

注：備考欄には、作目に係る耕うん、播種、定植、収穫等の主要農作業実施の時期を記載する。

年 月 日

岡山県知事 殿

転用事業者 住 所(所在地)
氏 名(名称)
報告書作成担当者 職氏名
連絡先電話番号() ー
電子メールアドレス

工事進捗状況（完了）報告について

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で許可を受けた転用事業の
工事進捗（完了）状況を、次のとおり報告します。

記

1 転用対象地の所在、面積

2 転用目的

3 工事の状況

（転用許可申請書に添付した工程表等の最新版を添付するとともに、工事ごとに詳しく進捗状況を記載し、現場写真を添付すること。また、未着手又は工事が計画より遅れている場合はその理由を記入すること。）

4 その他